

登録教習機関の登録事項変更の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する法第 47 条の 2 の規定による法第 46 条第 4 項第 2 号の事項の変更の届出がなされたので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

変更前登録教習機関の名称	株式会社 MURANAGA 関中建設技術センター
変更後登録教習機関の名称	株式会社 MURANAGA6 ATOM 資格センター関西彦根校
登録教習機関の住所	滋賀県彦根市里根町 201 番地 1
代表者職氏名	代表取締役 村長 人之
変更年月日	令和 7 年 6 月 6 日
登録番号	滋第 100 号、滋第 101 号、滋第 102 号 滋第 106 号、滋第 109 号、滋第 119 号 滋第 120 号

令和 7 年 6 月 3 日

滋 賀 労 働 局 長